

鶴岡市農業委員会第10回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和6年9月12日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 寛 2番 阿部 晃士 3番 石塚 治己 5番 荻原 優太 6番 松本 典子 7番 鈴木 敏徳 8番 田澤 幸弘 9番 佐藤 泰仁 10番 原田 政幸
出 席 推進委員	1番 渡部 信子 2番 齋藤 靖 3番 須田 進二 4番 齋藤 潤子 5番 小南 賢史 6番 榎本 勝 7番 吉住 喜之 9番 佐藤 圭介 10番 野村 仁 11番 池田 賢成 12番 小林 節徑 13番 田村 亮真 14番 佐藤 宣夫 15番 本間 長志 16番 伊藤 貢
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	4番 佐藤 晃委員 8番 長谷川 浩之推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 坂田 英勝 調整専門員 伊藤 淳 主事 齋藤 静 主事 奥山 立 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主事 牧 一希
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、4番 佐藤 晃委員、8番 長谷川 浩之推進委員、遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第10回西部農地部会を開会いたします。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、2番 阿部 晃士委員、3番 石塚 治己委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第4号 農地法第4条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質問はございませんか。
	(発言者なし)
議 長	なければ、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
10番委員 (議 長)	では現地調査報告という事で、担当の私から報告させていただきます。 受人は、渡人と同じ集落の住人で、申請地の隣接耕作者です。渡人は農地処分の為、数年前から受人に経営移譲しながら農業をしております。本案件については、周辺農地の効率的な利用の確保に支障が生じる恐れがなく、農地法第3条第2項各号に該当しないと判断いたしましたので、報告いたします。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
10番委員 (議 長)	最初に、私が現地調査報告をさせていただきます。9月4日に、私と野村仁推進委員と事務局で調査を実施しました。鶴3、高田上村の現場ですが、工事の為の一時転用という事で見に行ったところ、現状は敷き鉄板や現場事務所等が完全に出来上がった状態になっておりました。当初受人は現場が農地であることを知らず、現場事務所を設置した後で申請が必要だと知ったという事です。事前着工になりましたが、悪意はなく、工期も短い事もあり、農業委員会として、今後はこの様な事がないようにという注意文書を作成し、受人に捺印いただくという事を事務局に申し入れ、現場確認したことを報告いたします。

議 長	次に 10 番推進委員お願いします。
10 番 推進委員	10 番 野村です。9 月 4 日に、私と原田委員と事務局で現地調査をいたしました。調査時点で、現地は水稻が作付けされた状態でした。転用事由は、令和 8 年 2 月末まで、上下水道を整備する際の冠水対策に伴う工事で、農地法第 5 条の許可申請には差し支えないと思われます。以上です。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これにて、第 10 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 1 : 4 0
	議 長 <u>原 田 政 幸</u> 議 事 録 署名委員 <u>阿 部 晃 士</u> 議 事 録 署名委員 <u>石 塚 治 己</u>